

| 改正案 | 現行 |
|---|-------------|
| <p>（電磁的方法）</p> <p>第一条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項の規定により読み替えて適用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条ノ二第三項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>2 法第六条第三項の規定により読み替えて適用する商法第四百八条ノ二第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、合併を行う金融機関が定めるものとする。</p> <p>一 合併を行う金融機関の使用に係る電子計算機と当該金融機関の株主又は債権者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該金融機関の株主又は債権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準する方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> | <p>（新設）</p> |

3) 前項各号に掲げる方法は、合併を行う金融機関の株主又は債権者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(株式評価額)

第二十条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定めるところにより証明を受けた株式評価額は、法第三条第一項の規定による条件が定められた合併（以下「特定合併」という。）に際して旧株（法第十条第一項に規定する旧株をいう。）一株について発行される合併新株（法第十条第一項に規定する合併新株をいう。）の数に関する公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人による調査の結果を踏まえ、弁護士により法第十条第二項の規定に基づき算出される金額が相当である旨の証明を受けた株式評価額とする。

(金融機関が持株会社になろうとする株式会社を設立する場合の認可の申請)

第二十条 銀行は、法第十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該認可を受けて設立する持株会社（私的独占の禁止及び公正

(株式評価額)

第二十条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する内閣府令で定めるところにより証明を受けた株式評価額は、法第三条第一項の規定による条件が定められた合併（以下「特定合併」という。）に際して旧株（法第十条第一項に規定する旧株をいう。）一株について発行される合併新株（法第十条第一項に規定する合併新株をいう。）の数に関する公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人による調査の結果を踏まえ、弁護士により法第十条第二項の規定に基づき算出される金額が相当である旨の証明を受けた株式評価額とする。

(金融機関が持株会社になろうとする株式会社を設立する場合の認可の申請)

第二十条 銀行は、法第十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該認可を受けて設立する持株会社（私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。）になるうとする株式会社（以下この条において「持株会社になるうとする会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ 水（略）

へ 持株会社になるうとする会社が特定合併後に行う子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第八項に規定する子会社をいう。次項第二号並びに第五条第一項第二号、第三号及び第四号において同じ。）の経営管理に係る体制の案を記載した書類

ト（略）

四・五（略）

2・3（略）

（金融機関が持株会社になるうとする株式会社を設立する場合の認可の予備審査）

第四条（略）

（免許の申請の添付書類の特例）

第五条 法第十二条第三項に規定する他の銀行になるうとする株式会社が銀行法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第一条の

取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。）になるうとする株式会社（以下この条において「持株会社になるうとする会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ 水（略）

へ 持株会社になるうとする会社が特定合併後に行う子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二第二項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項第二号並びに第五条第一項第二号、第三号及び第四号において同じ。）の経営管理に係る体制の案を記載した書類

ト（略）

四・五（略）

2・3（略）

（金融機関が持株会社になるうとする株式会社を設立する場合の認可の予備審査）

第三条（略）

（免許の申請の添付書類の特例）

第四条 法第十二条第三項に規定する他の銀行になるうとする株式会社が銀行法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第一条の

四の規定にかかわらず、同条第一項第二号二、ハ及びト並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類は、添付することを要しない。

2 (略)

(合併の認可の申請)

第六条 法第十二条第一項の銀行及び他の銀行は、特定合併に係る銀行法第三十条の規定による認可を受けようとするときは、銀行法施行規則第二十二條の規定にかかわらず、認可申請書に同条第一号から第八号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該認可後三営業年度における特定銀行持株会社及びその子会社の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二條の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）の見込みを記載した書類

四・五 (略)

2 (略)

規定にかかわらず、同条第一項第五号、第七号、第九号及び第十号に掲げる書類は、添付することを要しない。

2 (略)

(合併の認可の申請)

第五條 法第十二条第一項の銀行及び他の銀行は、特定合併に係る銀行法第三十条の規定による認可を受けようとするときは、銀行法施行規則第二十二條の規定にかかわらず、認可申請書に同条第一号から第八号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該認可後三営業年度における特定銀行持株会社及びその子会社の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二條の九に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）の見込みを記載した書類

四・五 (略)

2 (略)